

# 民商だより

薩摩川内市中郷1丁目28-19  
さつま川内民主商工会  
Tel 23-6669

民商の新聞「全国商工新聞」を  
お知り合いの方にすすめてください。  
毎週発行 購読料は月額500円



## 重税反対全国統一行動川内集会

消費税10%増税は中止を！



「第50回3・13重税反対全国統一行動」が13日に取り組まれました。  
薩摩川内会場で、中央公民館で午後1時30分より集会を開催し、109名が出席しました。  
集会後、参加者は川内税務署に集合して、その場で全員が確定申告書を提出しました。

### 「税金の納入が大変」

#### 納税の猶予制度の活用を

消費税が8%に引き上げられてから初めての確定申告は、納入額が急激に増えて、「とても払いきれない」と悲鳴を上げる人が続出しました。いま、民商では納税相談に応じて適宜分納の手続きを行っています。一人で悩まずに気軽に相談して下さい。なお、国民健康保険税にも納税猶予制度があります。

### 確定申告を誤ったことに気づいたら

「修正申告」「更正の請求」ができます

確定申告をしたあとで、申告漏れがあったり、まちがって税金を多く申告したなど、申告の誤りに気づいた場合には、申告のやり直しができます。

申告した所得や税額が実際より少なかったときは「修正申告」をします。所得や税額が多すぎたときは「更正の請求」をして税金を取り戻すこともできます。



### 税金の還付申告は、今でもできます。

サラリーマンやパート労働者で、毎月の給料から所得税が差し引かれていた人で途中退職した人は、年末調整がされていませんので、税務署に確定申告をすることにより多くの場合は税金が戻ってきます。事業所得などの確定申告は2月16日からですが、還付申告は今でも受け付けています。

☆国民健康保険税などの「社会保険控除証明書」が市役所からハガキ形式で送付されています。また、社会保険庁から「公的年金等の源泉徴収票」も届いています。確定申告に必要ですから大切に保管してください。



### 「年次有給休暇の義務化」4月1日施行

4月1日以降に有給休暇を付与した日から1年以内に、5日については会社側から取得時期を指定して従業員に有給休暇を取得させなければなりません。すでに有給休暇を請求・取得している従業員に対しては、会社による時期指定する必要はありませんし、会社側から時期指定することもできません。

会社による有給休暇の時期指定をする場合は、その対象者の範囲、方法等について就業規則に明記する必要があります。就業規則、5日以上の有給休暇取得に違反した場合は罰則が科せられる場合があります。

